

平成29年度第7回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成29年12月21日（木）午後3時20分～午後3時35分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務課長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務局事務部長、上下水道部長、病院経営推進次長
審議事項	
(1) 伊勢市立地適正化計画について <div style="text-align: right;"><都市整備部></div>	

1 伊勢市立地適正化計画について <都市整備部>

概 要

これまでの議会報告等の経過を踏まえ、居住を誘導すべき「居住誘導区域」と都市機能増進施設の立地を誘導すべき「都市機能誘導区域」及び具体的な「誘導施設」等を定め、伊勢市立地適正化計画の素案とすることについて審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 誘導施設の設定について

都市機能誘導区域において集約又は維持すべき都市機能増進施設で、医療・商業・福祉施設等市民の暮らしを支えるものを誘導施設として設定する。

1) 誘導施設の検討について

①都市計画運営指針を踏まえ、次の視点により誘導施設としての位置づけを検討する都市機能増進施設を抽出

視点1：高齢化の中で必要性が高まる施設（医療・高齢者介護施設）

視点2：子育て世代にとって居住場所を決める際重要な要素となる施設
（子育て支援施設・学校）

視点3：集客力があり、まちの賑わいを生み出す施設
（文化・商業・金融施設）

視点4：行政施設（市役所・総合支所）

②都市機能増進施設の機能分類について都市機能増進施設については、次のとおり分類する。

ア 基幹施設：各都市機能誘導区域の生活圏における都市機能の中心となる施設であり、市内全域において重要な役割を担う施設（病院、休日・夜間応急診療所、図書館、文化ホール、商業施設（10,000㎡超）、市役所・総合支所

イ 地域生活施設：施設の身近な地域からの利用が想定される施設であり、周辺居住地の日常生活の利便性を高める施設

- ・ 単位地域形成施設：まちづくりの単位地域を形成する上で、市内各地域に計画的に立地すべき施設（地域包括センター、小学校、中学校）
- ・ 一般施設：周辺住民等の任意により利用され、需要の多い地域に立地する施設（診療所、通所・居住型介護施設、子育て支援センター、保育所、認定こども園、幼稚園、商業施設（1,000㎡超）、金融施設）

2) 各誘導区域の誘導施設について

機能分類別の誘導施設の、「基幹施設」「地域生活施設（単位地域形成施設）、（一般施設）」別に各施設を、立地状況、関連計画等評価し各誘導区域（伊勢市駅・宇治山田駅周辺、山田上り駅・宮町駅周辺、宮川駅周辺、五十鈴川駅周辺）ごとに誘導施設を設定。

- ・ 総合支所は誘導施設とするが、御薊、二見総合支所は都市機能誘導区域がないことから誘導施設とならない。
- ・ 地域包括支援センターは区域内外を問わず各担当区域での細かなケアの必要性から、誘導施設としない。
- ・ 小中学校は各地域で均等に教育等が受けられるよう配置すべき施設で、各居住のまちづくりにおいて必要な施設から、誘導施設としない。

(2) 居住区域について

居住区域は居住誘導区域と一般居住区域とに分類する。

1) 居住誘導区域は居住を誘導し人口密度を維持する区域はで用途地域から次の視点により住居に適さない区域を除いた区域

視点1：自然環境等の保全の観点から法的に居住の制限のある区域

視点2：災害の危険性の高い区域

視点3：産業振興を図る区域

視点4：人口の集積性が低く、徒歩・公共交通による生活利便性が低い区域

2) 一般居住区域については都市計画区域から居住誘導区域を除いた区域

(3) 誘導施策について

市が集約型都市構造の実現に向けた施策を検討していくとともに、国の補助事業も活用し「若い世代にとって魅力的な都市」「高齢者が安心して暮らせる便利な都市」を形成するための取組を進める。

ア 都市機能誘導に関する施策

(ア) 実現化に向けた取組

①伊勢市の玄関口となる駅周辺の整備

- ②行政機能の強化
- ③公共施設の適正配置
- ④中心市街地の賑わいの創出
- ⑤伊勢市駅前の再開発
- ⑥五十鈴川駅周辺のバリアフリー化の推進

(イ) 税制の特例

都市機能誘導区域への誘導施設の整備に際し税制の特例措置が講じられており民間事業者の都市機能の整備等を推進する。

(ウ) 届出制度の運用

誘導区域外へ誘導施設の建築等を行う場合、原則として行為に着手する日の30日前までに市長へ届出が必要。

イ 居住の誘導に関する施策

(ア) 交通ネットワークの充実

交通施策と連携して快適な利便性の高い、拠点間の交通ネットワークの整備を推進。

(イ) 空き家対策の推進

伊勢市空家等対策計画に基づき、空家等の適正管理及び利活用等を図りながら空家対策を推進。

(ウ) 届出制度の運

居住誘導区域外において、一定規模以上の開発行為と建築等の行為を行う場合、原則として行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要。

(4) 目標値の設定について

立地適正化計画の理念「市民の暮らしと伝統を守り育む集約都市」の達成度を計る指標として次のとおり定量的目標を設定する。

ア 都市機能関係…誘導施設の立地割合

目標項目	基準値 (H29 時点)	目標値 (H45)
誘導施設の立地割合	32.3%	35%

イ 居住関係…居住誘導区域の人口密度

目標項目	基準値 (H27 時点)	目標値 (H45)
居住誘導区域の人口密度	38.6 人/ha	35 人/ha

ウ 計画効果関係…子育て支援センターの利用者数

目標項目	基準値 (H29 時点)	目標値 (H45)
子育て支援センターの利用者数	42,300 人	44,000 人

エ 計画効果関係…平均寿命と健康寿命野の差

目標項目	基準値 (H27 時点)	目標値 (H45)
平均寿命と健康寿命の差	5.0 歳	基準地以下

(5) 今後の予定

パブリックコメント（H30年2月上旬～H30.3月上旬）

立地適正化計画案（H30年3月頃）

立地適正化計画策定・公表（H30年3月末）

結 論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

・目標値の子育て支援センターの利用者数は伊勢市人口ビジョンの根拠によるものか

⇒伊勢市人口ビジョンの人口を基に、伊勢市駅前再開発に都市施設が入ることも加味して数字をだしている。

資 料 付議事項書